

議案第 2 号

茂原市スポーツ施設予約システムの利用等に関する規則の制定について

茂原市スポーツ施設予約システムの利用等に関する規則を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

茂原市教育長 富 田 浩 明

茂原市スポーツ施設予約システムの利用等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茂原市スポーツ施設予約システム（市のスポーツ施設の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と、市のスポーツ施設を使用しようとする者の利用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下「予約システム」という。）の利用方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第 2 条 予約システムの利用の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(対象者)

第 3 条 予約システムに登録することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 満 1 8 歳以上のもの。
- (2) 代表者が満 1 8 歳以上である団体。

(利用日及び利用時間)

第 4 条 予約システムを利用できる日及び時間は、1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日までの午前 0 時から午後 1 1 時 5 9 分までとする。ただし、予約システムのメンテナンス等で利用

停止する場合は、この限りでない。

(利用者登録の申込み)

第5条 予約システムを利用しようとする者は、予約システムによる申込み又は茂原市スポーツ施設予約システム利用者登録(変更)申込書(別記第1号様式及び別記第2号様式、以下「登録(変更)申請書」)を茂原市市民体育館(以下「市民体育館」という)に提出することによって申込みしなければならない。

2 前項の申込みにあたっては、登録の申込者(以下「登録申込者」という。)は、別表第2に掲げる確認書類(以下「確認書類」という。)を予約システムにより提出し、又は市民体育館に提示し、若しくは提出しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定による申込み及び前項の規定による確認書類の提出又は提示があった場合において、適切と認めたときは、予約システムの利用ができる区分(以下「使用区分」という。)を指定して予約システムに登録し、利用者番号その他の必要な事項を登録申込者に通知するものとする。

4 登録の有効期限は登録日から3年とする

(登録の変更の届出)

第6条 前条第3項の規定により利用登録をされたもの(以下「登録者」という。)は、当該利用者登録に係る事項に変更が生じたときは、予約システムにより、又は登録(変更)申請書を市民体育館に提出することにより、届け出なければならない。

(登録の更新)

第7条 登録者は、当該利用者登録を更新しようとするときは、予約システムにより、又は登録(変更)申請書を市民体育館に提出することにより、届け出なければならない。

2 前項の規定による利用者登録の更新の申込みは、登録の有効期限が満了する日の1か月前から行うことができる。

3 更新後の登録の有効期限は、第5条第4項の規定にかかわらず、更新前の利用者登録の有効期限から3年とする。

(登録の廃止の届出等)

第8条 登録者は、登録の廃止をしようとするときは、利用者登録の廃止を予約システムにより、又は登録(変更)申請書により市民体育館に届け出なければならない。

(禁止行為)

第9条 予約システムを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 予約システムに対し、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）第 2 条第 4 項に規定する不正アクセス行為をいう。）をすること。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用者登録すること。
- (3) 同一の個人又は団体が重複して利用者登録すること。
- (4) 予約システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

（利用の制限）

第 10 条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、予約システムの利用を停止し、又は登録を廃止することができる。

- (1) 登録者（個人として登録を受けた者に限る）が死亡したとき。
- (2) 登録者（団体として登録を受けたものに限る）が解散したとき。
- (3) 施設の管理に関する事項を定めた条例等の規定に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により登録を受け、又は変更の届出をしたとき。
- (5) この規則の規定に違反したと認められるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が不相当と認めるとき。

（予約の申込み）

第 11 条 登録者は、予約システムを利用して、施設の使用の予約の申込みをすることができる。

2 予約システムを利用して対象施設の予約をすることができる期間は、対象施設使用日の 14 日前から 5 日前までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この期間によらないことができる。

（予約システムによる申込み及び許可）

第 12 条 前条第 1 項による予約の申込みをした者（以下「予約をした者」という。）は、各対象施設に係る条例等に基づき、教育委員会に申込みしなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申込みがあったときは審査し、相当と認めるときは使用の許可等を行うことができる。

3 第 1 項の予約をした者のうち別表第 1 の申込区分において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 2 に規定する指定納付受託者による使用料の支払い（以下「指定納付」という。）可能施設であつて指定納付により許可後に使用料を支払う場合においては、施設の使用の申込みをしたものとみなす。

(使用料の支払い)

第13条 前条第1項の予約をした者のうち、教育委員会が前条第2項の規定により許可をしたときは、別表第1に掲げる施設の管理について規定する条例に定める使用料を支払うものとする。

2 前条第3項による申込みをした者は、指定納付により使用料を支払うものとしたときは、前条第2項の規定にかかわらず、許可書の交付をしたものとみなす。

(使用の取消し)

第14条 対象期間の使用の許可を受けた者が当該使用を取り消そうとするときは、各対象施設の関係する条例等の定めるところによるものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、予約システムの利用等に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1 (第2条)

施設の名称	予約システム利用対象施設
茂原市市民体育館	大体育室
富士見公園	野球場
	庭球場

別表第2 (第5条)

予約の方法	確認書類
予約システム	個人においては本人の、団体においては代表者のマイナンバーカード
窓口	個人においては本人の、団体においては代表者の運転免許証、マイナンバーカード等の本人確認ができるもの

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(茂原市教育委員会の管理する公共施設の電話予約に関する規則の一部改正)

2 茂原市教育委員会の管理する公共施設の電話予約に関する規則（令和5年茂原市教育委員会規則第7号）の一部を次のとおり改正する。

別表茂原市市民体育館の項を削る。

茂原市スポーツ施設予約システム利用者登録申込書【個人用】

年 月 日

(宛先) 茂原市教育委員会

私は、予約システムの利用及び本施設の使用に関して施設の規定等を遵守し、施設職員の指示に従い、適切に利用することに同意し、施設利用者登録を申し込みます。

新規 ・ 変更 ・ 更新 ・ 廃止

※申込事項を○で囲んでください。

利用施設名				
利用者名				
利用者住所				
生年月日	年	月	日	
連絡先 (電話番号)	( )			
連絡先 (メールアドレス)				
利用者登録番号	登録年月日 (発行日)	年	月	日
	有効期限	年	月	日
本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
備考				

※太枠内は、施設の職員が記入します。

本書記載の個人情報は、施設の利用に関する事項以外には使用しません。

茂原市スポーツ施設予約システム利用者登録申込書【団体用】

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

私は、予約システムの使用及び本施設の利用に関して施設の規定等を遵守し、施設職員の指示に従い、適切に利用することに同意し、施設利用者登録を申し込みます。

新規 ・ 変更 ・ 更新 ・ 廃止

※申込事項を○で囲んでください。

利用施設名			
団体名			
代表者名			
代表者住所			
代表者の生年月日	年	月	日
連絡先 (電話番号)	( )		
連絡先 (メールアドレス)			
利用者登録番号	登録年月日 (発行日)	年	月 日
	有効期限	年	月 日
本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
備考			

※太枠内は、施設の職員が記入します。

本書記載の個人情報、施設の利用に関する事項以外には使用しません。

議案第 3 号

茂原市市民体育館管理規則及び茂原市有料公園施設の管理運営に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市市民体育館管理規則及び茂原市有料公園施設の管理運営に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

茂原市教育長 富 田 浩 明

茂原市市民体育館管理規則及び茂原市有料公園施設の管理運営に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

(茂原市市民体育館管理規則の一部改正)

第 1 条 茂原市市民体育館管理規則(昭和 57 年茂原市教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のように改める。

## 施設使用許可申請書

（宛先）茂原市教育委員会

申請者  
代表者  
住所  
連絡先  
氏名  
電話

次のとおり、利用を申請します。

種目			
料金区分			
目的			
利用人数			
No.	利用施設・設備名	利用日時	使用料
			円
その他			
使用料計	円	減免額	円
消費税0%対象の合計	円	消費税額	円
請求額			円
納付済額			円
			未納付額
			円
			計
			円
未納付額			
			円
収納状態			
受付日	年 月 日		

## 施設使用許可書

様

茂原市教育委員会 印

次のとおり、利用を許可します。

種目			
料金区分			
目的			
利用人数			
No.	利用施設・設備名	利用日時	使用料
			円
その他			
使用料計	円	減免額	円
消費税0%対象の合計	円	消費税額	円
請求額			円
納付済額			円
			未納付額
計			円
			収納状態
収納日時 / 収納場所		年 月 日	

領収印

(茂原市有料公園施設の管理運営に関する文書の様式を定める規則の一部改正)

第2条 茂原市有料公園施設の管理運営に関する文書の様式を定める規則（平成2年茂原市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

## 施設使用許可申請書

（宛先）茂原市教育委員会

申請者  
代表者  
住所  
連絡先  
氏名  
電話

次のとおり、利用を申請します。

種目			
料金区分			
目的			
利用人数			
No.	利用施設・設備名	利用日時	使用料
			円
その他			
使用料計	円	減免額	円
消費税0%対象の合計	円	消費税額	円
			請求額
			円
納付済額			計 円
			未納付額
			円
			収納状態
受付日	年 月 日		

### 施設使用許可書

様

茂原市教育委員会 印

次のとおり、利用を許可します。

種目			
料金区分			
目的			
利用人数			
No.	利用施設・設備名	利用日時	使用料
			円
その他			
使用料計	円	減免額	円
消費税0%対象の合計		円	消費税額
		円	請求額
納付済額			円
計			円
未納付額			円
収納状態			
収納日時 / 収納場所		年 月 日	

領収印

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

提案理由 様式内容の一部変更に伴い、所要の改正をするものです。









## 議案第4号

令和8年度教科用図書長生採択地区協議会規約の制定の承認について

令和8年度教科用図書長生採択地区協議会規約を次のように制定することを承認する。

令和8年2月17日提出

茂原市教育長 富田 浩 明

令和8年度教科用図書長生採択地区協議会規約

(目 的)

第1条 教科用図書長生採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、長生採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議等を行うことを目的とする。

(協議会の構成市町村の教育委員会)

第2条 協議会は、次に掲げる市町村の教育委員会（以下「関係市町村教育委員会」という。）で構成する。

- (1) 茂原市教育委員会
- (2) 一宮町教育委員会
- (3) 白子町教育委員会
- (4) 長柄町教育委員会
- (5) 長南町教育委員会
- (6) 睦沢町教育委員会
- (7) 長生村教育委員会

(協議会の組織等)

第3条 協議会の委員は22名以内とし、その選出区分及び人数は次のとおりとする。

(1) 関係市町村教育委員会の教育長 7名

(2) 関係市町村教育委員会ごとに、当該教育委員の中から1名ずつ選出された委員 7名

(3) 関係市町村教育委員会が選出した校長、教員及び保護者 8名以内

2 前項第3号の委員は、協議会規約の実施細目で定める。

3 委員の任期は、1年以内とし、教科用図書が採択されたときは解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 選出された委員から、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者等に該当しない旨の誓約書を徴する。

(協議会の事務)

第4条 協議会は、関係市町村教育委員会が行う教科用図書の採択に関して協議し、連絡調整を行うとともに、関係市町村教育委員会へ協議事項等の報告及び採択についての通知をするものとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は委員の互選による。

2 会長は、協議会の事務を統括し、協議会を代表する。

(職務代行)

第6条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代行する。ただし、指定した委員がいない場合は、委員の互選により、職務を代行する者を決定する。

(専門調査委員会の設置及び職務等)

第7条 協議会に教科用図書の種目ごとに専門調査委員会を置き、専門調査委員会委員の定数は、専門調査委員会ごとに3名以内とする。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する専門調査委員会委員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない者等の中から関係市町村教育委員会の推薦に基づき、協議会の承認を経て、会長が委嘱する。この場合において、被推薦者から教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者等に該当しない旨の誓約書を徴する。

3 専門調査委員会ごとに委員長を置き、委員長は、委員の互選とする。

4 専門調査委員会委員は、会長の命により教科用図書に関する専門的事項を調査研究し、専門調査委員会委員長は、その結果を会長に報告しなければならない。

5 専門調査委員会委員の任期は、第2項の規定による委嘱の日から前項の規定による報告の日までとする。

(事務局及び職員)

第8条 協議会の事務局は、会長の指定する市町村教育委員会事務局内に置く。

2 事務局に事務局長その他必要な職員を置くことができる。

3 前項に規定する職員は、会長が指名する。

(会議の招集)

第9条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。ただし、会長が選任されるまでの間に行われる会議にあたっては、事務局がこれを招集する。

(会議の運営等)

第10条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市町村教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第7条第4項に規定する報告及び千葉県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、出席委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、議長がこれを決する。

(経 費)

第12条 協議会の事務の執行に要する費用は、関係市町村教育委員会が負担する。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

「教科用図書長生採択地区協議会規約」の実施細目

第1条 教科用図書長生採択地区協議会規約第3条第2項の規定により定める委員の被選出者及び選出する教育委員会は、次のとおりとする。

(1) 校長、教員及び保護者

被選出者	選出する教育委員会
長生郡市校長会会長の職にある者	被選出者の在籍する小中学校の所在する市町村教育委員会
長生教育研究会会長の職にある者	
長生教育研究会副会長の職にある教頭	
長生教育研究会事務局長の職にある者	
長生郡茂原市PTA連合会の代表者	被選出者の居住する市町村教育委員会

附 則

この実施細目は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 令和9年度に使用する教科用図書の採択にあたり、長生郡市の7市町村教育委員会が教科用図書長生採択地区協議会を設置して協議することについて、各市町村教育委員会会議の議決を経て対応する必要があるため、教科用図書長生採択地区協議会規約の制定を承認するものです。

教科用図書長生採択地区協議会規約の新旧対照表

改正後	現 行
<p>令和<u>8</u>年度教科用図書長生採択地区協議会規約</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和<u>8</u>年4月1日から施行する。</p> <p>「教科用図書長生採択地区協議会規約」の実施細目</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この実施細目は、令和<u>8</u>年4月1日から施行する。</p>	<p>令和<u>7</u>年度教科用図書長生採択地区協議会規約</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和<u>7</u>年4月1日から施行する。</p> <p>「教科用図書長生採択地区協議会規約」の実施細目</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この実施細目は、令和<u>7</u>年4月1日から施行する。</p>

議案第5号

茂原市学校再編基本計画【第二期】(案)を定めることについて

茂原市教育委員会は、茂原市学校再編基本計画【第二期】(案)を別紙のとおり定める。

令和8年2月17日提出

茂原市教育長 富田 浩 明

提案理由 茂原市学校再編審議会から答申を受けた「次期基本計画の骨子」を基に、基本計画【第二期】(案)として取りまとめたものです。案を定めたのちは、市長部局との協議・調整や、パブリックコメント等を実施してまいります。

### 茂原市学校再編基本計画の構成

※網掛で示した項目は【第二期】で追加した項目

<p>現行の基本計画 (平成29年度～令和7年度)</p>	<p>基本計画【第二期】(案) (令和8年度～令和17年度)</p>
<p>I 計画策定にあたって</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画策定の趣旨</li> <li>2. 計画の位置付け</li> <li>3. 計画の期間</li> </ol> <p>II 茂原市の小中学校の現状及び今後の見込みについて</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 茂原市の人口推移</li> <li>2. 小中学校の現状と今後の見込                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校ごとの児童生徒数及び学級数の推移                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①小学校</li> <li>②中学校</li> </ol> </li> <li>(2) 学校運営の現状</li> <li>(3) 学校の位置図</li> <li>(4) 児童生徒数の推計方法について                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①全体の児童生徒数について</li> <li>②学校ごとの児童生徒数について</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> <p>III 学校再編の基本的な考え方(基本方針)について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 茂原市教育施策の大綱</li> <li>2. 小中学校の適正規模</li> <li>3. 小規模校のメリット・デメリット</li> <li>4. 学校再編の考え方</li> <li>5. 学校再編の基本方針</li> <li>6. 学校規模ごとの基本的な方向性</li> </ol> <p>IV 資料</p>	<p>I 計画策定にあたって</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. これまでの取組</li> <li>2. 計画策定の趣旨</li> <li>3. 計画の位置付けと期間</li> </ol> <p>II 茂原市立小中学校の現状と今後の見込み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童生徒数の現状と今後の見込み                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校ごとの児童生徒数の推移</li> <li>(2) 児童生徒数の推計方法</li> </ol> </li> <li>2. 活力ある魅力的な学校づくり                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 小中一貫教育の推進</li> <li>(2) コミュニティ・スクール</li> </ol> </li> </ol> <p>III 学校再編の基本的な考え方(基本方針)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現代の学校教育に求められるもの</li> <li>2. 小規模校のメリットとデメリット                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 小規模校のメリット</li> <li>(2) 小規模校のデメリット</li> </ol> </li> <li>3. 学校再編の考え方</li> <li>4. 学校再編の基本方針</li> <li>5. 望ましい学校規模「小中学校の適正規模」</li> <li>6. 学校再編を検討する目安                     <p>「許容できる学校規模の下限(許容規模)」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 茂原市立小中学校の許容規模</li> <li>(2) 学校規模ごとの基本的な方向性</li> <li>(3) 複式学級について</li> </ol> </li> <li>7. 小規模校の活性化</li> <li>8. 地域協働を導入した学校再編                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域協働による取組</li> <li>(2) 中学校区を枠組みとした地域と学校の懇談会</li> <li>(3) 合意に基づく実施計画</li> </ol> </li> <li>9. 通学区域(学区)の検討</li> <li>10. その他</li> </ol> <p>IV 資料</p>